

北海道森林づくり条例の改正(素案)についての意見募集結果

平成28年4月28日

「北海道森林づくり条例の改正(素案)」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、53人、延べ165件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

- A：意見を受けて案を修正したもの
- B：案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
- C：案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
- D：案に取り入れなかったもの
- E：案の内容についての質問等

意見の概要	意見に対する道の考え方	
1 森林資源の循環利用の推進についてのご意見		
道産材の供給イコール確実な再造林となる。循環利用の規定を追加することに賛成する。条例に基づく造林予算の増額を期待。 (2件)	森林資源の循環利用を進めるためには、植林や間伐など計画的な森林の整備が必要であり、財源の確保は重要な課題です。道では、国に対し必要な予算を要望するなど、引き続き予算の確保に努めてまいります。	C
循環利用の規定を追加することはわかりやすく、適切である。 (3件)	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるために条文を追加しました。今後も広く道民の皆さまのご意見もお訊きしながら、北海道らしい森林づくりを進めてまいります。	B
林道整備による運搬の改善、伐採後の確実な植林や下刈など計画的な育林、有効な販路拡大が必要。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるために条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
この循環利用が軌道に乗れば本当にすばらしい。そのためにも有効活用の新しいアイデアや伐採後の植林がスムーズに行われることが大事。	今回、「森林資源の循環利用」を条例に明記し、森林の整備から木材利用に至る取組を一体的、総合的に進めてまいります。	B
森林所有者の相続がなされないことや、相続者が森林や森林整備に関心がないことも大きな問題。森林が確実に相続されるような仕組み作りが必要。	森林整備を効率的に進めるためには森林所有者の把握が重要であることから、道では市町村と連携し、森林の土地の所有者届出制度の周知徹底などによる森林所有者の的確な把握や、適切な助言・指導に努めてまいります。	D
カラマツは伐期に入っているが後継者の不在により伐採を契機に山を手放すという話も聞く。伐期が非常に長い場合林業投資額が回収できない点に対応しなければ後継者は育たないと思うがいかがか。(2件)	森林所有者に利益が還元されることは、持続的な森林経営を行う上で重要であり、森林資源の循環利用を進めるために条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
伐採後の植栽に対し補助事業もあるのに伐採が進まないのどこに課題があるのか。造林できなければ伐採ができないといった現状はあるのか。	伐採が進まない理由には、木材価格と伐採費用との収支コストが合わないなど、様々な理由が考えられます。森林の育成には長い期間を必要とするため、伐採後の確実な更新を進め、計画的な森林整備を行う必要があります。	E
大径材の有効な利用に向けた道の方針を示すことにより、林産試験場でのさらなる取り組みや、民間での利用拡大につながることを期待する。	大径材の利用を進めるためには、新たな用途の開発や利用拡大に向けた取組が重要です。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
カラマツは、ブランドとしても確立されてきている反面、持続性、保続性が心配。条例で循環利用と謳っているのに、ブランド化や苗木の増産を含め、カラマツを積極的に植える施策を打ち出してほしい。	持続的な森林づくりのためには、カラマツなどの優良苗木の供給や伐採後の確実な植林などにより循環利用を推進することが重要です。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
成育歩止りの良い樹種を植林すると同時に将来、必要とされる樹種の植林も計画的に行ってほしい。	持続的な森林づくりのためには、カラマツなどの優良苗木の供給や伐採後の確実な植林などにより循環利用を推進することが重要です。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
高齢林の伐採を早急に進め、的確な世代交代を急ぎ、公益的機能の挽回を進めることが必要。	森林の整備から木材利用に至る取組を一体的に進めることは、世代交代を進め、公益的機能の発揮にも資するものと考え、「森林資源の循環利用」を条例に明記しました。	B
森林資源の循環利用を進めるにあたっては、伐期齢を遵守すべきと考える。	「森林資源の循環利用」を進めるにあたっては、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢の遵守が必要と考えております。	C
北海道は本州に比べ木材の加工技術が遅れていることから、この分野にもっと力を入れるべき。	いただいたご意見を踏まえて、「林産物の流通及び加工体制の整備に必要な措置を講ずる」旨について条例に明記することとし、木材の加工体制の強化など今後の施策を検討してまいります。	A
施業の低コスト化についてはどの事業者も頑張っているが、間伐材はほとんどが原材料。市況が悪くなって原材料の需要が無くなった時の売り先についても考えていただきたい。	森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用するため、「地域材の利用促進」を条例に盛り込みました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
地球温暖化防止のため、循環利用が可能な木質バイオマスの利用を促進するよう、条例に強く盛り込むべきではないか。	木質バイオマスのエネルギー利用は、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化防止にもつながる有効な手段の1つと考えており、森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用するため、木質バイオマスを含めて「地域材の利用促進」を条例に盛り込みました。	B
別海町は、過去にかなり多くの森林を伐採してしまっているため、森林資源をいかに回復するかが課題、「伐ってまた植えて」では森林は増えず、別海町の状況と合わない。	森林資源の状況は地域によって異なりますが、今ある森林資源を維持するためには伐採と伐採後の確実な植林を進めることが重要です。過去に伐採の進んだ地域では、伐採されたまま放置された未立木地の解消に努めてまいります。	C
更新木の幼稚樹の育成など再生林を伴わない持続的な管理が一般化されるよう、配慮をお願いする。	森林資源の状況は地域によって異なりますが、今ある森林資源を維持するためには、伐採と伐採後の確実な植林により循環利用を進めることが重要です。道では、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、機能に応じて森林を区分し、地域の特性に応じた森林づくりを進めてまいります。	C
森林資源は有限であることを林業に関わる人達が大きな声で伝えるべき。	森林づくりは、50年、100年といった長い期間を要し、無秩序な伐採は資源の枯渇につながることから、森林資源の循環利用を図ってまいります。	B
再生できる資源であるということを国民に伝えるべき。(2件)	森林資源は再生可能な資源であるという特性を普及することは、森林づくりや木材利用に対する道民理解の醸成を図る上でも重要と考えており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
条例制定時には、木を切りすぎた過去への反省が必要との意見が多く出され、「前文」にその旨を書き込んだ経緯があることに留意すべき。	今回、木材需給構造の変化等に鑑み、「森林資源の循環利用の推進」などの基本施策の追加を行うことといたしました。条例の理念や基本的な考え方を十分踏まえ、今後の森林づくりを進めていく考えです。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
国有林も道有林も天然林は原則として主伐しないこととなっており、前文の「木材を供給する役割に…豊かさが損なわれてきた面もあった」については実態と合わない。現実に即した表現とすべき。	ご指摘いただいた前文の表現は、制定当時(平成14年)の状況を整理した記載となっており、条例の理念や基本的な考え方を十分踏まえ、今後の森林づくりを進めていく考えです。	D
「植えて育てて…、また植える」の規定とは、責務なのか、道の施策なのか？あいまいである。植える、育てる、伐る行為の主体(主語)は森林所有者だと思うが、使うのはどうか？疑問を感じる。	「森林資源の循環利用」については、道が施策を「推進」することとして規定しております。なお、森林づくりを進める上では森林所有者、事業者、道、道民がそれぞれ適切な役割分担により進めることが必要と考えております。	E
伐期を迎えている人工林も多くなっているなか、保安林などの制限林も多く、その対応に苦慮している。森林資源の循環利用を進めるにあたっては、保安林の施業要件の緩和など抜本的な対策が必要と考える。	道では、これまで公益的機能を高度に発揮させることが必要な森林を保安林に指定し、機能の維持・向上を図ってきました。保安林の伐採等においては、指定施業要件の範囲内での施業が必要です。	D
シカ柵の助成を厚くするようにしてもらいたい。	道では、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、エゾシカなど野生鳥獣による被害への対策を進めています。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
TPPの発効による関税の撤廃を念頭においた施策が必要。	TPP協定については、昨年10月に大筋合意に至りましたが、将来にわたって林業・木材産業分野が持続的に発展していけるよう、林業の体質強化・木材産業の競争力強化などが必要と考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
しっかりと取り組んでいただき、官民力合わせて森林資源循環利用進めて頂きたい。	条例においては、森林づくりを道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担の下で進めることとされており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
林業や木材産業だけではなく、広く他の産業にも広めた循環利用を目指した改正を望む。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、条文を追加しました。	B
森林資源の循環利用を進めていくには、皆伐・再造林だけでなく、計画的な間伐による『森林づくり』など地域の実情に応じた安定的な公共補助金が必要と思われる。	森林資源の循環利用を進めるためには、植林や間伐など計画的な森林の整備が必要であり、財源の確保は重要な課題です。道では、国に対し必要な予算を要望するなど、引き続き予算の確保に努めてまいります。	C
資源の循環利用の趣旨は理解するが、第20条の道有林野の管理運営の条項をどうするのか、十分な検討が必要(道有林が資源の循環利用をしないのは道理に合わない)。	道有林の整備・管理については、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、地域の特性に応じて森林資源の循環利用に努めてまいります。	C
事業量を均等化する上でも「下川方式」は公有林の施業として理にかなったものと考えている。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
不便な土地に植林しようとする、農地法の関係があり、簡単に植林することができない。不用農地(遊休農地)の森林化の仕組みづくりと、植林費用の負担軽減策について対応をお願いしたい。	荒廃農地等の取扱いについては、農業担当部局とも打ち合わせをしながら実態の把握に努めてまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
2 林業事業体の育成についてのご意見		
林業事業体の育成についての規定明確化により林業事業者と指導者の若返りを図っていただきたい。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、若者をはじめとした林業就業者の確保などに向けた今後の施策を検討してまいります。	C
若い後継者をいかに育てるかがポイント。子どもの頃から木にふれる体験や教育、又、「映画」など、目に見える形で林業の魅力を発信していくことも大切なのでは。	道では、小中学生を対象とした森林教室の開催や林業関係高校の生徒を対象としたインターンシップ(就業体験)など若年労働者の確保に向けた取組を実施していますが、いただいたご意見を参考として、林業の魅力発信などに向けた今後の施策を検討してまいります。	C
体験イベントなど、見学や体験が出来る場を作ると良い。	道では、小中学生を対象とした森林教室の開催や林業関係高校の生徒を対象としたインターンシップ(就業体験)など若年労働者の確保に向けた取組を実施しておりますが、いただいたご意見を参考として、林業の魅力発信などに向けた今後の施策を検討してまいります。	C
事業体の求人活動を既存の機関(ハローワーク等)に限定せず、各市町村や自治体でも自由にできるように、求人事業の自由化条例の制定を積極的に進めることが必要。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見は、雇用対策関係部局に伝えるとともに、今後も林業就業者の確保が図られるよう努めてまいります。	C
労働安全確保の強化が必要。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働安全の向上など今後の施策を検討してまいります。	C
林業事業体の育成を進めるためには、雇用の安定につながる冬季間の間伐事業など、計画的な間伐の実行による事業の発注が不可欠である。	森林資源の循環利用を進めるためには、事業体の経営の安定化が重要であると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働者の労働条件の向上、冬季の事業量確保など今後の施策を検討してまいります。	C
(道有林など)技術者の通年雇用を早急に実施する事が必要である。	森林資源の循環利用を進めるためには、事業体の経営の安定化が重要であると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働者の労働条件の向上、冬季の事業量確保など今後の施策を検討してまいります。	C
福利厚生系の経費を補助対象にするなど、賃金をはじめ労働環境の底上げをさせるような文言手段を入れてほしい。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働環境の改善など今後の施策を検討してまいります。	C
林業従事者の年収の低さが労働人口増にならない大きな要因。事業者が潤わなければ労働者の年収は上がらず、それが実現できないのならその産業は衰退する。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働環境の改善など今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
林業従事者の労働条件向上のための具体策の促進が必要。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働環境の改善など今後の施策を検討してまいります。	C
条例制定後も道有林の中核事業体は倒産、廃業しており、今後も減少が続くことを危惧している。林業作業員も定着率が増加しているか心配。今後、事業体育成に関して具体的な施策を持って対応していただきたい。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、労働環境の改善など今後の施策を検討してまいります。	C
今後の林業事業体のあり方を具体的に考えることが必要。(大規模化/事業の共同化/協同組合化 など)	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、経営基盤の強化の促進など今後の施策を検討してまいります。	C
森林組合の強化育成を望む。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、森林組合を含めた「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、経営基盤の強化の促進など今後の施策を検討してまいります。	C
機械等の改善・開発が事業体レベルで出来るような施策も取り入れていただきたい。	今後、森林資源の循環利用を確かなものとするためには、路網整備や高性能林業機械の導入など林業事業体の経営基盤の強化の促進による低コスト対策が重要です。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
事業体は赤字では続けていけない。路網の整備や運材車対策、低コスト化対策が充分に行われれば、木代金が出ないことも解消されると考える。	今後、森林資源の循環利用を確かなものとするためには、路網整備や高性能林業機械の導入など林業事業体の経営基盤の強化の促進による低コスト対策が重要です。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
林業事業体は今後の事業量の見通しが無いまま労働力、機械力を変化させることは出来ない。5年分、10年分の事業量について数字をもって示して頂きたい。	林業事業体の経営安定化を図るためには、森林整備の見通しが必要であることから、道では関係機関と協力し、林業事業体登録制度を活用し今後10年間の伐採及び造林計画量などをホームページにおいて情報提供しているところです。	C
事業を健全に継続するため、また労働者の年収を他の産業と同等に確保するために、請負事業においては安全対策費や通勤費等、積算上で別途経費を計上すべき。	林業事業体の経営安定化を図るためには、森林整備の見通しが必要であることから、道では関係機関と協力し、林業事業体登録制度を活用し今後10年間の伐採及び造林計画量などをホームページにおいて情報提供しているところです。	C
今までの政策では「林業事業体の育成」の実現は非常に難しいので、抜本的改革と具体的政策が急務。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、林業事業体の育成に向けた具体的な施策の展開方向などを検討してまいります。	C
林業事業体の育成や造林労働力の確保がポイントと考え。本来問題が生じないためにつくられた条例がどうして生きてこなかったのか。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業体の役割は一層重要になると考えており、「林業事業体の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、林業事業体の育成に向けた具体的な施策の展開方向などを検討してまいります。	E

意見の概要	意見に対する道の考え方	
賛同(人づくり、組織作りが形骸化しないような施策が要る)。	森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業者の役割は一層重要になると考えており、「林業事業者の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木材は収穫までに30年～50年を要するものであり、大事に使う事が必要である旨を、林業に関わる人達が大きな声で伝えるべき。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条文に追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
経済だけではなく、環境や社会的な側面も重視した人や組織の活動を支援するような配慮もいただきたい。	今回、森林づくりに関し、道民等の自発的な活動の促進などを図るため、「木育の推進」を条文に追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
北海道が提唱している「健全育成」とはどのような状況のことを言っているのか。あまりにも抽象的で解りにくい。「健全」の具体的な事項をわかりやすい表現で示すべき。	いただいたご意見を参考に、今回、条例で育成を図る事業者について「労働安全衛生の確保に努めながら、適切な森林の施業を実施することのできる林業事業者」と規定することといたしました。	A
民間の意見を取り入れて林業事業者登録制度を再構築してほしい。	道では、平成24年に「林業事業者登録制度」を創設し、適切な森林施業と労働安全衛生管理対策などを進めるため、制度の普及と登録の促進を図っているところですが、地域の会議などで制度に対する意見などの把握に努め、適切に対応していく考えです。	C
計画的な事業実施を重視しない事業者には厳しく対応せざるを得ない。	道では、平成24年に「林業事業者登録制度」を創設し、適切な森林施業と労働安全衛生管理対策などを進めるため、制度の普及と登録の促進を図っており、制度の適切な運用に努めていく考えです。	E
現状の施策は森林組合や民間事業者に主眼を置いており、個々の森林所有者は蚊帳の外におかれているように感じる。条例改正では、事業者のみではなく、森林所有者も資源管理の主体として意欲的に取り組めるよう、その活動を後押しする内容も盛り込んでいただきたい。	条例第11条2項には「森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずる」旨の記載をしているところです。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
施業方法の簡略化と細分化について、林野庁との協議の中で更なる改革をし、自治体毎の自由化をもっと進めるべき。	地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等の考え方等について市町村長が「市町村森林整備計画」の中で定めているところです。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
担い手の育成のため、苗木価格の見直しを行っていただきたい。	労働者の労働条件の向上について、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
道有林で働く事業者の育成並びに強化を考慮した材の供給を願いたい。	道有林では「道有林基本計画」等に基づき計画的に事業を実行しており、今回、森林資源の循環利用を進めるため林業事業者の育成について、条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
事業量の計画的・安定的な発注に努めること。	森林資源の循環利用を進めるためには、事業者の経営の安定化が重要であると考えており、「林業事業者の育成」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
適切と思います。	<p>森林資源の循環利用を確かなものとするためには、適切な森林施業を担う林業事業者の役割は一層重要になると考えており、「林業事業者の育成」について条文を追加いたしました。今後も広く道民の皆さまのご意見もお聞きしながら、条例の趣旨を踏まえた北海道らしい森林づくりを進めてまいります。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
3 地域材の利用推進についてのご意見		
地域材利用の規定の明確化は賛成。現場での実績が積み上げるか課題。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
まず公共の建築物に道産木材を積極的に使っていくことが大切。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。公共建築物等における木材の利用については、関係部局、市町村等と連携し、消防法等の規制や建設コストの抑制などに配慮しつつ、取組を推進しております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
建設部と連携を密にし、道発注工事の仕様に地域材の利用を明示する方策を考えていただきたい。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。地域材の利用については、関係部局等が連携し、消防法等の規制や建設コストの抑制などに配慮しつつ、取組を推進しております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
各自治体では、「地域材利用促進方針」を道方針に基づき作成しているが強制力がない。道の発注・補助金工事に強制力を持たせた発注が出来ないか？	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。公共建築物等における木材の利用については、関係部局、市町村等と連携し、消防法等の規制や建設コストの抑制などに配慮しつつ、取組を推進しております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
輸入材に奪われた販路を取り返していくためブランド化が重要と考えている。雇用、CO2削減など地域材の優位点を消費者に訴える戦略も含め検討してほしい。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、地域材の利用についての条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
供給側である個々の担い手も責任感とやりがいをもって役割を果たせるような、森林と社会をつなぐ地域材利用の姿を示して頂くようお願いする。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加いたしました。いただいたご意見を参考として、地域材利用の意義の普及など今後の施策を検討してまいります。	C
木材の特性と利用手段を研究し、活用につなげてほしい。	条例には「研究開発の推進及びその成果の普及」が盛り込まれており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木材は本当の意味で再生可能な資源であることを伝える努力をすべき。	森林資源は再生可能な資源であるという特性を普及することは、森林づくりや木材利用に対する道民理解の醸成を図る上でも重要と考えており、「森林資源の循環利用」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
TPPIについて、合板、製材の関税撤廃の影響をどう考えているか。今後、林業生産組織等の体質強化等を条例で謳っていく中では、姿勢を具体的に出示してもらいたい。	TPP協定については、昨年10月に大筋合意に至りましたが、将来にわたって林業・木材産業分野が持続的に発展していけるよう、林業の体質強化・木材産業の競争力強化などが必要と考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
消費者がどのような思いで木材を求めているかということへの配慮と、消費者に地域材が生み出される森林の状況やそこにかかわる関係者の姿を知ってもらい、地域材を使うことの良さを感じてもらうことが必要。	地域材の利用を進める上で、消費者のニーズ把握や消費者に対する普及啓発は大切だと考えており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
「木」に対する意識改革の必要性が感じられる。	地域材の利用を進める上で、消費者のニーズ把握や消費者に対する普及啓発は大切だと考えており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
地域の木工からは「道産材はどこにある」「高い」「思うような材が手に入らない」との声を聞く。大工やハウスメーカー、建主に道産材の情報が届いているのか、どの程度理解しているのかを含めて検討されたい。	道では、建築に使用する地域材の情報については、製材工場など関係業界と連携し、工務店や一般道民に向けて情報提供しておりますが、いただいたご意見を参考として、関係者間での一層の情報共有など地域材の利用拡大に向けた今後の施策を検討してまいります。	C
供給側である森林所有者、林業者、木材加工業者が持つべき姿勢、果たすべき役割を明確にし、利用者が安心して使える環境づくりが必要。	道では、建築に使用する地域材の情報については、製材工場など関係業界と連携し、工務店や一般道民に向けて情報提供しておりますが、いただいたご意見を参考として、関係者間での一層の情報共有など地域材の利用拡大に向けた今後の施策を検討してまいります。	C
地域材の定義は加工を道内に限定することなく、幅広く考えるべき。「地域材等」とし、道外向けを入れてはどうか。	道内の林業・木材産業を活性化させ、循環利用を進めるためには、道外向けについても、道内で加工するなど付加価値を高めた利用が有効であることから、原案のままとしました。	D
国産材の比率が回復してきている現況において、地域材としての定義をコンクリートすべきでない。	道内の森林において産出され、道内で加工された木材の利用を拡大することが北海道の森林づくりを進める上で有効であることに鑑み、その利用を促進する条項を設けたところです。	C
公民館やバス停など、地域の人たちが実際に利用できる場所に設置してみると良いのではないか。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
在来工法を含めた大規模木構造が補助事業から排除されないようにしてほしい。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
森林認証を加えた地域材利用推進をお願いします。	林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
製紙会社で使用しているチップはほとんど外材で、チップを引きとってもらえない。道産材のチップは背板程度で、木材産業は停滞している。	北海道の木材需要は年間7百万m ³ 程度で、そのうち道産材の供給量は4百万m ³ 程度で、半分ほどがチップとして使用されています。今回、林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
<p>毎年、釧路では林活議連主催で「森林を見る会」が開かれており、地域材利用の理解につながっていると考えている。今後も、色々と御指導いただきながら、出てきた材を有効に利用していきたい。</p>	<p>林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、「地域材の利用促進」について条文を追加しました。今後も、地元振興局とも連携し、広く道民の皆さんのご意見をいただきながら、適切な森林づくりから産出される地域材の利用促進が図られるよう努めてまいります。</p>	E
<p>適切と思います。(2件)</p>	<p>林業・木材産業を活性化させ、森林資源の循環利用を進めるため、条文を追加しました。今後も広く道民の皆さまのご意見もお訊きしながら、条例の趣旨を踏まえた北海道らしい森林づくりを進めてまいります。</p>	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
4「木育」を通じた施策の推進についてのご意見		
・学校教育の場を通じ、子どもの頃から森林にふれあひ木を使うことの大切さを学ぶ機会を設けてほしい。(3件)	「木育」の推進については教育関係機関や企業団体、NPO等との連携を強化していく考えであり、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
賛同(主に森林経営の高い地域学校など重点的な教育も必要)。	「木育」の推進については教育関係機関や企業団体、NPO等との連携を強化していく考えであり、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木育の理念やそこにかかわる人たちの活動は、次の世代に引き継いでいく大切なものだと思うので、多くの人に伝わるように表現して頂きたい。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
森林ボランティア団体のネットワーク化などを通じて、団体の自主運営への気運を高めるべき。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
「木育」を通じて障がい児(者)の方々への教育を是非進めていきたいと思っている。障がいのある、なしに関わらず、子どもたちへの教育にもさらに広げていければと思っている。(2件)	「木育」の推進については教育関係機関や企業団体、NPO等との連携を強化していく考えであり、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
特に女性・若年層(小学生・中学生等)への学習の機会をもうけ、将来の林業のあり方を考える機会をもうけてほしい。(2件)	「木育」の推進については教育関係機関や企業団体、NPO等との連携を強化していく考えであり、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
小中校生や父兄が参加できる森林及び木材加工等の見学会を多くすべきではないか。	今回、森林づくりに関し、青少年の学習の機会の確保や道民等の自発的な活動の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木育マイスター・森林インストラクター等の指導を図り、有効活用に努めるとともに、森林環境教育にもっと力を入れるべき。	現在、木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う人材を「木育マイスター」として育成・活用しているところです。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
「木棒」などを安価に提供できるシステムがあると便利。また、マイスター制度のプレミア化が図れるとマイスター配置に積極的になるのでは。	現在、木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う人材を「木育マイスター」として育成・活用しているところです。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木育マイスターについて詳しく説明してほしい。定期的に研修等も実施しているのか。	現在、木育活動に関するアドバイザーやコーディネーターの役割を担う人材を「木育マイスター」として育成・活用しているところです。研修は、座学研修とオンザジョブトレーニングがあり、定期的に開催を行ってきているところです。	E
「木育」とは何を意味するのか道民は理解しづらい。名称を変えるなどの対応を検討すべき。	ご意見を踏まえ、「木育」の定義を条文に盛り込むことといたしました。また、関係する計画等においても今後も分かり易い説明を付記してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
「道民の自発的な活動の促進」に必要な支援、補助金を減じる事の無いよう、運用面を含めて配慮をお願いします。	今回、森林づくりに関し、道民等の自発的な活動の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
私たちは植樹よりも育樹が大切と考え活動している。育樹には人手も時間も多にかかる。このことを木育で教えてもらいたい。	「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林資源の循環利用を進めることは重要と考えており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木育の効果を明確に伝えないと活動の広がり見込めない。正しい情報と効果を明確に示してほしい。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
実生活に密着した仕組みが良いと思われる。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
各地域に道民の森やキャンプ場等を設置し、これを活用した「木育」の推進を図る(ことが望ましい)。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
風倒木などの除去作業等もイベントとして実施してみると良いのではないか。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
一般道民には「木育」等が知られていないのが実状である。	ご指摘のとおり認知度が低い状況も踏まえ、「木育」の推進についての規定を追加することとしております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
釧根地域は振興局森林室や林務課とともに木育の活動を進めてきており、木育に関しても他の地域に比べて理解が進んでいる。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、今後も、地元振興局とも連携し、広く道民の皆さんのご意見をいただきながら木育の取組を進めてまいります。	E
釧路管内にはどの程度道有林があるのか。また、自分たちが活動できる森林についても教えてもらいたい。	釧路管内の道有林面積は約1万4千haです。協働による森林づくりなどについては、地元の要望を聞きながら、今後の施策を検討してまいります。	E
北海道は地球温暖化防止に大きく貢献していることを大いにPRすべき。	北海道の森林は、日本の約4分の1の面積を有しており、地球温暖化防止に大きく貢献していると考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
適切と思います。	今回、森林づくりに関し、道民の理解の促進などを図るため、「木育の推進」を条例に明記することとしており、今後も広く道民の皆さまのご意見もお聞きしながら、北海道らしい森林づくりを進めてまいります。	B

意見の概要	意見に対する道の考え方	
5 その他の事項に関するご意見		
森づくり条例の趣旨・改正の素案については好ましい方向性。(2件)	今回、木材需給構造の変化等に鑑み、「森林資源の循環利用の推進」などの基本施策の追加を行うことといたしました。今後も広く道民の皆さまのご意見もお訊きしながら、条例の理念や基本的な考え方を十分踏まえ、森林づくりを進めていく考えです。	B
「林業事業体」「地域材」「木育」は用語の定義が課題。一般的な単語ではないので、改正案の段階で整理が必要。(2件)	いただいたご意見を踏まえて、「林業事業体」などの定義を条文に盛り込むことといたしました。また、林業の専門用語などについては、今後も分かり易い説明を付記してまいります。	A
北海道は本来、良質な天然林が存在していた。針葉樹造林地の中に自生している天然性の広葉樹を極力、残してほしい。(2件)	道では、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて地域の特性に応じた森林づくりを進めております。天然林や有用広葉樹の育成についてはご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
森林所有者及び事業者による計画的かつ一体的な森林施策が推進されるよう、各関係機関に働きかけ頂けることを期待する。	現在、市町村が中心となった「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」などにおいて、関係者が連携・協力した集約化の推進や森林経営計画の作成推進に努めておりますが、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
どの項目も具体性をもって取り組んで頂きたい。(2件)	本改正に基づく具体的な取組・事業については、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
北海道は広いことから、各地域の天然林にはそれぞれ遺伝的な特徴がある。地域の特性にあった種苗が生産され、植栽されているのか。カラマツ拡大造林に使用された苗木について、十勝管内ではほとんど由来がわからない。優良な山林から種子を採取し、苗木を生産するサイクルを確立して欲しい。	育種カラマツ等の優良種苗による種や苗木の生産割合は低く、安定的な確保が必要と考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
一般のカラマツ林から採った種子の使用により苗木の質が低下している。採種園から採った種子の確保と、その使用についての指導の徹底をお願いします。	優良種苗の安定確保等については、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。また、道有採種園を整備し、優良種子の確保に努め、生産者に対して種子生産区分毎に管理するよう指導してまいります。	C
広葉樹の植林が良いと思います。	道では、地域の特性に応じた森林づくりを進めており、現在でも適地に広葉樹を植林することは可能ですが、広葉樹の造林技術は難しい面もあり、天然広葉樹の育成も必要と考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
個人所有者が林業で生計している方がどれだけいるのか。後継者がいない、又は引き継ぎをしない所有者の扱いをどう指導しているのか。	森林法に基づく諸制度の円滑な実施のためには森林所有者を把握することが重要であることから、新たに森林の土地の所有者となったときの届出制度が平成24年4月から始まりました。道では市町村と連携し、森林所有者への届出制度の周知徹底などによる状況把握に努めるとともに、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
森林づくりの持続性を確保するためには、森林所有者の持続性を確保することが必要。過去データを分析すると50年前に植樹したものを伐採しても赤字となる。経済的な担保が必要。行政でしっかりとデータを分析し、施策に反映していただきたい。	森林所有者に利益が還元されることは、持続的な森林経営を行う上で重要であり、森林資源の循環利用を進めるために条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
エゾシカ被害対策について、この条例での位置付けをお聞きしたい。	道では、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、エゾシカなど野生鳥獣による被害への対策を進めています。	E
生産性と遺伝的多様性の釣り合いの見極めが必要。	道では、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、発揮すべき機能に応じて森林を区分し、区分に応じた森林づくりを進めております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
自然公園はもとより貴重な植物、生態系、及び水源を保護する「環境配慮の森林(山岳)区域」を拡大する必要がある。それは、地球温暖化、外資の乱開発などへの対策および森林活用によるインバウンドメニュー創出に繋がる。	道では、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、発揮すべき機能に応じて森林を区分し、区分に応じた森林づくりを進めております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
木材供給率の推移で、道産材供給率は良い方向に既に向かっていると見えるが、加工施設がなくなったために道産材が輸出されていると聞く。実態はどうか。	木材加工施設は減少傾向ですが、H25年度時点で426箇所の製材・チップ工場が稼働しているところです。また近年、利用期を迎えた地域材を有効活用する選択肢の1つとして、北海道から中国や韓国などへの木材輸出が増加傾向にあります。	E
木質バイオマス暖房や発電への間伐材等調達の今後の見通しは。	木質バイオマスのエネルギー利用は、森林資源の循環利用を進め、地球温暖化防止にもつながる有効な手段の1つです。今後、大規模な発電施設の稼働などによる需要の増加が見込まれており、未利用の間伐材等の搬出を促進し、木質バイオマスを含め、木材が地域でより一層安定的に供給・利用されるよう、今後の施策を検討してまいります。	E
木材価格が安定する内容を加えられないか。	森林整備により生産される木材の価格は景気動向などにより影響を受けます。道では、地域でより一層木材が安定的に供給・利用されるよう、「地域材の利用促進」の条文を追加しました。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	D
木材の社会的価値の明確化の理解を深める機会と具体的条例の発展を期待する。	森林づくりや木材利用に対する道民理解の醸成を図ることは、森林資源の循環利用を進める上でも重要と考えております。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
地域材の規定は、WTO協定の『内外無差別の原則』に抵触しないよう留意が必要。	地域材の利用拡大が北海道の森林づくりに資することに鑑み、その利用を促進する記載をするとともに、林産物全体の新たな需要の開拓及び林産物の需要の拡大についても規定したところです	C
森林を所有して施業を進めることが、環境面を含めて社会に貢献していることが社会全体で確認できるような制度設計が求められている。	道では、これまでも地球温暖化防止対策に貢献する森林づくり活動をしている森林所有者やボランティア団体の表彰などを行っておりますが、適切な森林施業の推進や社会的価値向上に向けて、いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
道有林の長期的な事業計画を作る事が必要である。	道有林では「道有林基本計画」等に基づき計画的に事業を実行しています。今回の条例改正に伴い、いただいたご意見を参考として、「森林づくり基本計画」や「道有林基本計画」の見直しを検討してまいります。	C
野生動物と森林のバランスの取れた北海道ならではの道有林を維持して欲しい。	道有林の整備・管理は、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の多面的な活用の推進を基本方針としており、ゾーニングに基づき、森林資源の循環利用に努めていく考えです。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
財源が確保されていなければ、理想があっても実行できない。地域の経済の発展を阻害させる要因に対してはきちんと声を上げていただきたい。(2件)	今後の森林の整備・保全等を進めていく上で財源の確保は重要な課題と考えております。このことから、道では、効果的な施策や事業予算確保に向けて取り組むとともに、国に対しても予算確保について要望をしております。	C
2000年頃に日本学術会議が日本の森林の公的機能を評価して約60兆円と試算されたと記憶している。それだけ森林が公的な貢献をしているのだから、国は森林・林業の予算を増やしてもよいのではないか。	今後の森林の整備・保全等を進めていく上で予算の確保は重要な課題と考えております。道では、引き続き予算の確保に向けて国に要望をしております。	E
一時期考えられていた森林環境税のような財源対策は怎么样了のか。(2件)	今後の森林の整備・保全等を進めていく上で財源の確保は重要な課題ですが、新たな税制度の導入は納税者の負担を伴うことから、国による森林環境税(仮称)などの新たな仕組みの検討状況や道内の景気・経済の動向などを踏まえ、道民の皆様のご意見を十分にお聴きしながら、慎重に検討を進めていく考えです。	E
具体的な改正条項の構成を例示していただけると理解しやすい。(2件)	今回の改正で、関係する基本施策の充実強化を図る部分について、素案としてお示ししました。	E
タイトルの読み方がわからない。「しんりんづくり」なのか「もりづくりなのか」。	「しんりんづくり」と読みます。	E
前文において樹種名がひらがなとなっているのはなぜか。今回の素案ではカタカナで表記している。	本条例では平仮名で樹種名を表記しております。	E
前文に「針広混交林化を目指す」といった制定当時の情勢が色濃く反映されている。森林資源を積極的に活用していくという趣旨の改正では、前文の改正も検討の視野に入れているのか。	今回の改正の趣旨は、条例で掲げた目標を達成していくため、必要な基本施策の充実・強化を図るものであり、前文については変更を行わず、今後も条例の理念や基本的な考え方を十分踏まえた森林づくりを進めていく考えです。	D
北海道の森林の淵源、その成り立ちと、先住民族アイヌとの歴史的、社会的背景などを根幹部分、あるいは前文に明確に記載する等の抜本的な条例への加筆、修文等が必要であると考え。	アイヌの方などの知恵に学び北海道にふさわしい森林づくりを進めていく必要性は現行の基本計画にも記載されており、今回の改正では、木材の需給状況の変化等に対応した森林づくりの基本施策の追加等を行うものとなりました。	D
第1条において「並びに」が並列している。	責務と役割の接続詞、基本理念と責務等の接続詞として、それぞれ記載をしております。	E
この条例の目的は、道民の健康で文化的な生活の確保を目指しているが、「経済」的な目的を付加しないと、一貫性がないように感じる。	森林のもたらす恵みは、木材生産といった経済的なものから、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止といった道民の生活に直接あるいは間接的に欠かせないものを含み、両者を進めることが条例の目的である「道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」につながるものと考えております。	D
森林づくりは20年・50年のサイクルで考えるもの。5年そこそこでどうする考えはいかがなものか。	森林づくりは長期的な視点で進めることが重要で、同時に、経済・社会情勢に応じた対応も必要と考え、現在の情勢の変化に応じた施策の展開を進めるために改正することとしました。今後も条例の理念や基本的な考え方を十分踏まえた森林づくりを進めていく考えです。	C
基本理念は変更しなくとも、表現や字句は(情勢に)合わなくなったなら変更・訂正は必要ではないか。	条例の表現、字句については、情勢の変化等に応じて、都度改正する必要があります。今回の改正では、基本的施策の関係条項の字句、表現を改正することとしております。	C

意見の概要	意見に対する道の考え方	
第3条3項の「適切な役割分担による協働」の意味がわかりづらい。	森林づくりは、道民、森林所有者、事業者、道がそれぞれ重要な役割を担っており、適切な役割分担のもとに、お互いの取組に対する理解を深め、自主性や自立性を尊重し、「協働」しながら推進するべきであることを示しております。	E
第8条の「議会」は「道議会」に改めるべき。	道の制定する条例のため、道議会を「議会」として記載しております。	D
沿岸漁業の振興のため、条例第3条の「森林の恵み」を「森・川・海連携の恵み」に改正するよう要望する。	基本理念については、森林・森林づくりに関する事項を記載しておりますが、条例第9条4項で「森林づくり基本計画」では水産業へ配慮する旨、記載しております。	D
森林は林業にも関係があることから、第9条4項の「水産業及び景観づくり」を「水産業及び景観づくり等」に改めてはどうか。	条例第9条は、森林づくりの基本計画の条項ですが、林業については、第3条の基本理念で「森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。」と記載しています。	D
「北海道森林づくり審議会」はすでに廃止されている。最後の附則は不要では無いか。	ご指摘の附則は、平成20年に道州制特区推進法に基づき、森林づくりに関する施策について、北海道森林審議会の任期に合わせ、森林づくり審議会を森林審議会に統合して一元的に審議することしたものです。	D
基本計画だけでなく、条例改正により、農業、漁業等との関連性が明確にされることを望む。	森林は、農業や水産業など他産業とも深い関わりを持っていることから、今後関連する具体的な施策を検討してまいります。	C
気候変動を踏まえた森林づくりの視点が抜けているのでは	森林づくりは森林の多面的機能を持続的に発揮させるために行うこととしており、今後も森林吸収源対策に向けた適切な森林の整備、事前防災・減災としての治山対策や保安林等の適切な管理・保全等を推進してまいります。	D
自然災害へのリスクヘッジを明文化し、弾力的な運用が可能となるような条例改正を検討していただきたい。	台風などの自然災害は、森林所有者による計画的な森林づくりの意欲を減退させる原因ともなることから、これまでも条例第11条に森林の保全の確保について記載し、気象害に強い森林整備を進めてきたところです。いただいたご意見を参考として、今後の施策を検討してまいります。	C
森林づくり基本計画を見直すたびに条例を改正するのか。	森林づくり基本計画は、条例の理念を実現化するための施策の方向性を示すものであり、基本計画の見直しは条例の改正につながるものではありません。	E
国有林との積極的な連携についても、働きかけ頂けることを期待する。	条例第4条2項において、道は国と緊密な連携を図ることとしており、H25に締結した「北海道の森林づくりに関する覚書」に基づき、具体的な連携施策の検討・調整を行ってまいります。	C

問い合わせ先

水産林務部総務課(林務企画グループ)

電話 011-204-5456